

あんぽ柿、干し柿等の 流通業者の皆さまへ

県では、昨年度と同様に福島市、伊達市、桑折町、国見町(以下、「2市2町」)における「カキ」を原料とする乾燥果実(あんぽ柿、干し柿等)の加工自粛を要請しています。

【あんぽ柿の取り扱い】

2市2町で生産されたあんぽ柿は、福島県あんぽ柿産地振興協会(以下、「協会」)が実施する全量非破壊検査により安全性を確認した製品(トレー製品及び個包装製品)のみ出荷・販売が可能となっています。

卸売市場や農産物直売所、小売店等では協会発行の検査済みシールが貼ってある製品以外は取り扱わないようお願いします。

なお、全量非破壊検査の対象は、協会が定める検査基準を満たした製品(トレー製品及び個包装製品)のみのため、その他の形態での出荷・販売はできません。



図 福島県あんぽ柿産地振興協会発行の検査済みシール

詳しくは県のホームページをご覧ください。 [福島県 あんぽ柿 自粛](#) で検索

【お問い合わせ先】

福島県県北農林事務所伊達農業普及所 電話 024-575-3181